



訪問看護ステーションは
住みなれた場所で、自分らしく生きる
ことを支えます



1. 令和9年度介護報酬改定における医療系サービスに関するヒアリング

社会保障審議会介護給付費分科会では、今後の改定の議論に際して3回の団体ヒアリングを行いました。訪問看護に関しては、医療系サービスの柱として9月16日（水）に日本訪問看護財団・全国訪問看護事業協会が改定要望について意見を述べています。意見の内容は、「2040 年に向けて、訪問看護が目指す姿」、1.訪問看護の使命とビジョン（全ての地域で24時間365日、必要な質の高い訪問看護サービスを提供し、尊厳ある療養生活を支える）、2.2040 年に向けた訪問看護ビジョン達成のための方法、3.訪問看護の効果 です。具体的な要望として、訪問看護や看多機で働く看護職員の処遇確保、賃金改善施策を述べました。

意見交換では、認知症の人と家族の会の委員から「カスタマーハラスメントにより訪問看護の提供が困難な状況とはどのような実態か」と質問があり、「昨年4月大阪で、訪問看護師が利用者に切り付けられたという事件があり、全国の訪問看護事業所に行ったアンケート結果」を説明しました。また、高齢社会をよくする女性の会の委員からは、「在宅療養を継続するためには『訪問看護』サービスは重要であり、処遇改善に賛同する」と意見を伺いました。

他のテーマとしてはリハビリテーション、人口減少地域におけるサービス確保等が議論されています。

関連資料はこちら：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_76071.html

2. 訪問看護や介護施設で働く看護師等の職場環境に関する調査を要請

9月14日（月）に「第5回2040年に向けた看護職の養成・確保の在り方に関する検討会」が開催されました。今回のテーマは「看護職員の職場環境改善について」で、看護職員の就業状況、賃金の状況、病院で働く看護職員の夜勤の実態や退職理由等を日本看護協会が毎年行っている調査等のデータをもとに資料として提示されました。また、ICT 機器等を活用した業務の効率化に向けた取り組み、その検証結果等も示されました。さらに病床規模が大きい病院の勤務表の工夫や週1回2時間から働く人を採用する事例が紹介され、今後の職場環境改善に関しては、病院の管理運営と看護職員のマネジメントが一体的に行われる必要があるとして、看護管理者の能力が重要と提示されております。

意見交換では、今後のさらなる処遇改善を求める声が上がりましたが、一方、病院で働く看護職員のことはよくわかるものの、今後、2040年に向けて大事になってくるのが訪問看護や介護施設等で働く看護職員で、職場環境がどうなっているのか示してほしい、データがないなら調査をすべきという意見が上がりました。この検討会の構成員として日本訪問看護財団の平原理事は、一人で訪問し、判断してケアしてくることや夜間対応、緊急対応も求められる中で規模の小さなステーションでは難しいこと、テレナーシングを活用することも検討してはどうかと提案しました。

このほかに「医療分野のカスタマーハラスメント対策について」も業界団体の関係者などで構成する検討委員会を発足し、下記の内容を議論し、医療業界のカスタマーハラスメント対策として、取り組みやノウハウをまとめたマニュアルを作成する予定。

- ①業界として実施する取組の検討、決定 ②業界団体を通じて医療機関等への実態把握調査
- ③業界共通の対応方針、対処法の策定 ④対応方針等を周知するためのコンテンツ作成

関連資料はこちら：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75693.html

3. OTC 類似薬の保険給付の見直しの実施についてのとりまとめ案が了承

令和 8 年の通常国会にて成立をした健康保険法の一部改正によって市販薬（OTC 医薬品）と成分や効果が似ている医療用医薬品（「OTC 類似薬」）を医師に処方してもらう際、患者が薬剤費の 25%を特別料金として追加で負担する制度の導入が決まっています。現在、77 成分 1042 品目（抗アレルギー薬、消炎鎮痛剤、胃腸薬、皮膚保湿剤など）が対象で、令和 9 年 3 月 1 日より実施予定。

とりまとめには、長期利用として別途負担の対象外となる場合の基準や、アトピー性皮膚炎に対し、プロアクティブ療法等として通年にわたり定期的にステロイド外用薬を使用している場合や指定難病等の患者は対象外となること、国民への情報提供や広報周知等が盛り込まれています。

関係資料はこちら：<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001750154.pdf>

以 上